

重要：新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬及び交付金

岐医発第 361 号
令和 4 年 3 月 4 日

地域医師会長 各位

岐阜県医師会
会長 河合 直樹
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬の算定及び自宅療養者等への医療提供事業交付金
について
＜再周知＞

診療報酬上のコロナ特例措置や自宅療養者等への医療提供事業交付金について算定または請求されていない医療機関があるというご指摘などをいただきました。つきましては、下記のとおり関連資料を纏めましたので、貴会会員へ周知徹底にご協力くださいますようお願い申し上げます。

本通知は、岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症の自宅療養関連情報」及び「新型コロナウイルス感染症関連情報」に掲載しますので申し添えます。

記

1. 診療報酬上のコロナ特例措置等について

標記のコロナ特例措置などについて、主な内容を別紙とおり纏めております。該当する診療をされた場合は、算定・請求いただきますようお願いします。

(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者等に対する診療報酬算定例（主なもの）

(2) 新型コロナウイルス感染症への診療報酬上の主な対応について

(令 4. 2. 18 保 294 日本医師会常任理事 松本吉郎)

(3) 自宅療養者等の医療提供に係る公費負担について

2 自宅療養者・宿泊療養施設の入所者への医療提供事業交付金

診療報酬上のコロナ特例に加えて、岐阜県では標記交付金事業を実施しております。コロナ自宅療養者等に対する電話や情報通信機器を用いた診療又は往診等に対して交付金が支給されます。

(1) 自宅療養者への医療提供事業交付金 概要

(2) 宿泊療養施設入所者への医療提供体制事業交付金 概要

(3) 交付金交付申請書様式

(4) 診察所見報告書

(5) 交付金請求書

(6) 診療報告書

担当者	岐阜県医師会 田宮・伊藤・三原・長野
	電話 058-274-1111
	FAX 058-271-1651

新型コロナウイルス感染症疑い患者等に対する診療報酬算定例（主なもの）

令和4年3月3日 現在

○疑い患者が**陰性**の場合の算定例

項目	点数	備考	区分
初診料	288 点	再診は 73 点	保険診療
二類感染症患者入院診療加算	250 点	※ 1	
院内トリアージ実施料	300 点		
検査料		検査方法による	公費 I
判断料		検査方法による	
鼻腔・咽頭拭い液採取料	5 点	唾液検体の場合は算定しない	保険診療
処方箋料（処方料と薬剤料）			

※ 1 診療・検査医療機関（自治体 HP で公表している医療機関）（R4. 3. 31 まで）

○疑い患者が**陽性**の場合の算定例

初再診料	288 点	再診は 73 点	保険診療
二類感染症患者入院診療加算	250 点	※ 1	
院内トリアージ実施料	300 点		
検査料		検査方法による	公費 I
判断料		検査方法による	
鼻腔・咽頭拭い液採取料	5 点	唾液検体の場合は算定しない	保険診療
救急医療管理加算	950 点	投薬等がある場合に限る	公費 II (※ 2)
処方箋料（処方料と薬剤料）			

※ 1 診療・検査医療機関（自治体 HP で公表している医療機関）（R4. 3. 31 まで）

※ 2 R4. 2. 19 からは、陽性判定の日から公費負担。（R4. 2. 18 以前、陽性当日は保険診療で翌日から公費負担とされていた。）

○陽性患者を**自宅・宿泊療養**で診療する場合

診療報酬に加え、岐阜県では自宅療養者等への医療提供事業交付金が支給されますので、別紙の資料をご参照のうえ申請してください。

→ 緊急の往診をする場合

初診料	288 点	再診は 73 点	公費 II
往診料	720 点		
緊急往診加算	325 点～ 850 点		
院内トリアージ実施料	300 点		
救急医療管理加算 （ロナプリーブ投与しない場合）	2, 850 点	ロナプリーブを投与する場合は 4, 750 点	
処方箋料（処方料と薬剤料）			

→ 電話等による診療をする場合

初診料	214 点	再診の場合 73 点	公費Ⅱ
二類感染症患者入院診療加算	500 点	※ 3	
処方箋料（処方料と薬剤料）			

※ 3 R4.2.17 以降で、本県のまん延防止等重点措置の対象期間中のみ（現時点で 3 月 21 日まで）で、診療・検査医療機関（自治体 HP で公表している医療機関）。それ以外は 250 点。

○陽性患者を**外来**で診療する場合

初診料	288 点	再診は 73 点	公費Ⅱ
院内トリアージ実施料	300 点		
救急医療管理加算 （ロナプリーブ投与しない場合）	950 点	ロナプリーブを投与する 場合は 2,850 点	
処方箋料（処方料と薬剤料）			

公費については、保険診療における自己負担額が公費負担となります。

公費Ⅰの公費負担番号：岐阜県（岐阜市を除く）「28210508」、岐阜市「28211506」

公費Ⅱの公費負担番号：岐阜県「28210607」

公費負担医療の受給者番号（統一）「9999996」（7桁）

再周知

(保 294)

令和4年2月18日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症への診療報酬上の主な対応について (再周知)

新型コロナウイルスの感染が継続している中、地域医療の確保にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

診療報酬上のコロナ特例措置等につきましては、その都度「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(現行(その66)まで発出)でお知らせしてきましたが、現場では、算定可能であるのに算定・請求していない医療機関があるという指摘をいただきました。

例えば、感染を疑う患者に対して、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合、結果的に感染者でなくても院内トリージ実施料が算定できますので、該当する診療をされた場合は、算定・請求いただきますようお願いいたします。

つきましては、現行の診療報酬上のコロナ特例の主なものについて、改めて下記のようにお知らせいたしますので、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

合わせて、これらの点数について、一部地域の審査で査定が多いことに対して、社会保険診療報酬支払基金及び国保中央会に対応方の要請をいたしましたことをご報告申し上げます。

記

《外来》

令和2年4月8日～

- ◇ 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む）に、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療で、受診の時間帯によらず、院内トリアージ実施料 **（300 点／回）** が算定できる。

令和3年9月28日～

- ◇ 自治体ホームページで公表された診療・検査医療機関が、新型コロナへの感染を疑う患者に、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、院内トリアージ実施料 **（300 点／回）** とは別に二類感染症患者入院診療加算 **（250 点／日）** を算定できる。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の患者の外来診療について、ロナプリーブ投与を行った場合は救急医療管理加算の3倍 **（2,850 点）**、その他の通常の場合は救急医療管理加算 **（950 点）** が算定できる。

令和3年10月1日～令和4年3月31日まで

- ◇ 6歳未満の乳幼児に対し、感染予防策を講じた上で外来診療等を実施した場合、**50 点**が算定できる。

《在宅》

令和3年9月28日～

- ◇ 自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対する往診について、ロナプリーブ投与を行った場合は救急医療管理加算の5倍 **（4,750 点）** が算定できる。その他の場合は救急医療管理加算の3倍 **（2,850 点）** が算定できる。緊急に訪問看護を行った場合は、長時間訪問看護加算の3倍 **（1,560 点（15,600 円））** が算定できる。

令和3年8月16日～

- ◇ 自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合に、二類感染症患者入院診療加算 **（250 点）** が算定できる。

令和4年2月17日～

- ◇ 重点措置を実施すべき期間とされた期間において、重点措置が適用され

た都道府県に所在する保健所等から健康観察に係る委託を受けた医療機関あるいは診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている医療機関が、自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合に、二類感染症患者入院診療加算の2倍 **(500点)** が算定できる。

《入院》

令和2年5月26日～

- ◇ 専用病床の確保などを行った上で、新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う医療機関で、重症の新型コロナウイルス感染症患者に対して、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、または新生児治療回復室入院医療管理料を算定する場合、各所定点数の3倍 **(12,672点～48,951点)** が算定できる。

令和3年8月27日～

- ◇ 中等症の新型コロナウイルス感染症患者（急変等のリスクに鑑み、自宅・宿泊療養の対象とすべきでない患者を含む。以下「入院加療を実施する患者」という。）に対して、救急医療管理加算の4倍 **(3,800点)** を算定できる。
- ◇ 入院加療を実施する患者のうち、呼吸不全に対する診療・管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者に対しては、救急医療管理加算の6倍 **(5,700点)** を算定できる。

令和3年1月22日～

- ◇ 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院医療を評価するため、いずれの入院料を算定する場合であっても、救急医療管理加算 **(950点(最大90日まで))** に加え、二類感染症患者入院診療加算の3倍 **(750点)** が算定できる。個室で入院医療を行った場合に個室加算 **(300点(最大90日まで))** が算定できる。

(添付資料)

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の主な特例について〔医科〕

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の主な特例について〔医科〕

入院

✓ 重症患者への対応

〔特定集中治療室(I C U)管理料等を **3倍(12,672~48,951点)**〕
＜令2.5.26～＞

✓ 中等症患者への対応

〔中等症Ⅱ以上の場合：救急医療管理加算を **6倍(5,700点)**〕
〔それ以外の場合：救急医療管理加算を **4倍(3,800点)**〕
＜令3.8.27～＞

✓ 回復患者への対応

〔回復患者への入院医療：**750点+950点** ※950点は最大90日〕
＜令2.12.15～＞ ＜令3.1.22～＞
〔(個室で入院医療：**+個室加算300点**) ※300点は最大90日〕
＜令3.5.11～＞

在宅

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診

〔ロナプリーブ投与の場合：救急医療管理加算を **5倍(4,750点)**〕
〔その他の場合：同 **3倍(2,850点)**〕
＜令3.9.28～＞

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護(**1,560点(15,600円)**)

＜令3.9.28～＞

✓ 自宅・宿泊療養者への電話等による初再診

〔診療・検査医療機関等※の場合：**500点** ＜令4.2.17～＞〕
〔それ以外の場合：**250点** ＜令3.8.16～＞〕

※重点措置が適用された都道府県内の医療機関で
①保健所等から健康観察に係る委託を受けた医療機関
②診療・検査医療機関として自治体HPで公表している医療機関

外来

✓ 疑い患者への外来診療

〔疑い患者への外来診療：院内トリアージ実施料の特例算定(**300点**)〕
＜令2.4.8～＞
〔診療・検査医療機関の場合：**550点**※〕
※自治体HPでの公表が要件 ＜令3.9.28～令4.3.31まで＞

✓ コロナ患者への外来診療

〔通常の場合：救急医療管理加算**950点**〕
〔ロナプリーブ投与の場合：救急医療管理加算 **3倍(2,850点)**〕
＜令3.9.28～＞

✓ 小児の外来診療 (医科：**50点**)＜令3.10.1～令4.3.31まで＞

自宅療養者等の医療提供に係る公費負担について

自宅療養者等に新型コロナウイルス感染症に係る医療を提供した場合、保険診療における患者の自己負担額が公費負担となります。対象となるのは陽性判明後※から療養が解除されるまでの期間のみです。陽性判明前（診断当日含む）の初診料、再診料、その他検査料等（CT 等）は対象となりません。

※陽性判明後に実施した治療（処方箋料、調剤薬局における薬剤費等）から対象となります。

1 診療報酬明細書の記載について

公費負担者番号（岐阜県） 「**28210607**」

公費負担医療の受給者番号（統一） 「**9999996**」（7桁）

※確定病名「COVID-19」を記入し、処方薬等の適応病名を記入が必要です。

※公費負担となるのは新型コロナウイルス感染症の療養期間中のみです。療養解除日から自己負担が発生します。

※新型コロナウイルス感染症の以外の疾患の場合は自己負担が発生します。

2 処方について

発熱等の急性症状を呈する患者が想定されるため、迅速に薬剤を届ける観点から、処方箋を受け付けた当日中に患家や宿泊療養施設へ直接薬剤を持参（置き配対応）することが可能な薬局をリスト化し、県医師会 HP に掲載しています。

＜処方にあたっての医療機関へのお願い＞

- 薬局への事前の電話連絡（緊急度、夜間休日等対応可能かどうかの確認のため）
- FAX 処方箋の正本の薬局への郵送（後日）

＜処方箋へ記載をお願いしたい事項＞

- 「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」
- 処方医師の連絡先電話番号（疑義照会その他緊急連絡用）
- 患者の連絡先電話番号・住所（電話による服薬指導及び薬剤の送付先を確認するため）

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者への医療提供事業交付金

1 実施概要

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への医療機関等による電話や情報通信機器を用いた診療又は往診等に対して交付金を支給。

2 交付金の額

電話等診療	3,000 円
往診	15,000 円
訪問看護	8,280 円

※自宅療養が終了となるまでの間、患者毎に1日につき1回に限り算定可。

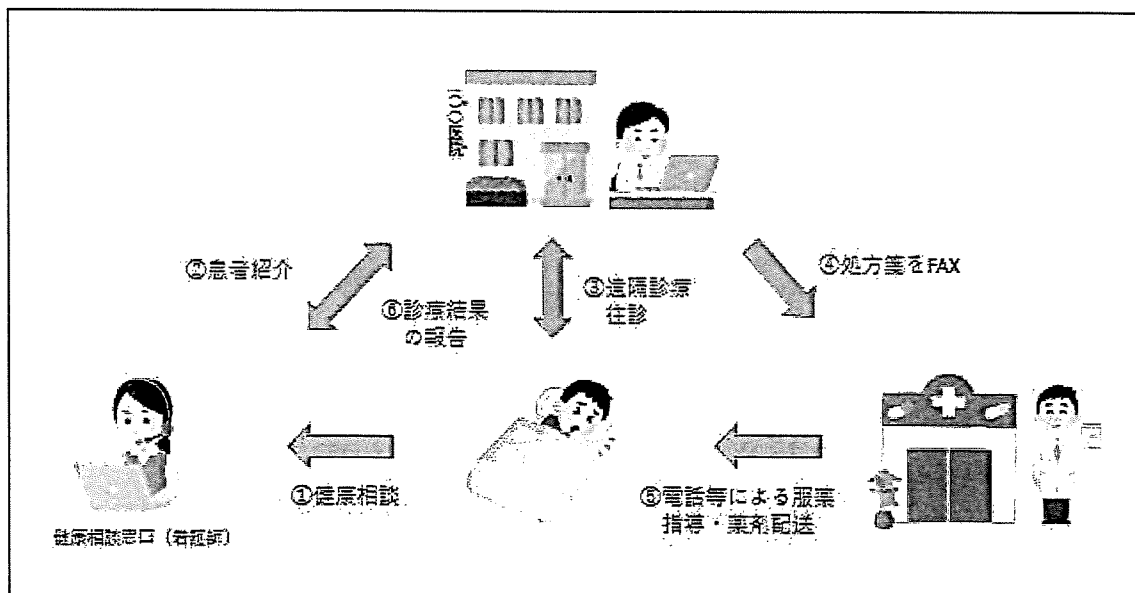
3 主な流れ

- ①県庁健康フォローアップ班の健康観察又は 24 時間相談窓口にて症状悪化の確認
- ②医師会対応医療機関リストを参照に患者の診療を依頼
(電話で依頼後、患者の基礎情報・健康観察の経過を医療機関にFAX)
- ③医療機関からの指示に従って電話診療、オンライン診療又は往診を実施
- ④院外処方の場合、処方箋を FAX(薬剤を当日中に患者持参可能な薬局リストを共有予定)
- ⑤薬局が電話等による服薬指導・薬剤配送を実施
- ⑥診療所見報告書(別紙様式)を県庁健康フォローアップ班に翌日までに提出

※入院調整等が必要な場合、県庁健康フォローアップ班までお電話ください。なお、入院調整等にあって診療結果の報告書が必要になりますので、同時に FAX 等にてご提出ください。

県庁健康フォローアップ班 TEL:058-272-8506 FAX:058-272-8510

<概念図>



4 支払いの流れ

交付申請

医療機関・訪問看護ステーションから県へ下記の書類を提出してください。

必要書類	提出時期・方法	提出先
診察所見報告書 (別紙様式)	診療、往診、及び訪問看護 を実施した翌日までに FAX により提出	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課 自宅療養者支援チーム 健康フォローアップ班
交付申請書 (要綱 別記第1号様式)	実績を月末締めでまとめ、 実施月の翌月 15 日までに 月ごとに郵送により提出。 (例 : 8月実施分は9月15 日までに提出)	
診療報告書 (要綱 別紙)		
請求書 (要綱 第3号様式)		

交付決定通知

県から申請者へ文書(要綱別記第2号様式)により通知します。

支払い

交付申請がなされた月の概ね翌月末までに請求書に書かれた口座へ振り込みます。

宿泊療養施設入所者への医療提供事業交付金

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者への医療提供事業交付金交付要綱が改正され、宿泊療養施設入所者への医療提供についても交付金支給の対象となりました。

1 診療例

新型コロナウイルス感染症により宿泊療養施設に入所している感染者の健康管理について、オンコール医師等に報告、相談した結果、病院搬送の必要はないが電話による健康観察及びオンコールによる相談では判断が十分にできないため医師による診察・治療が必要と判断した場合及び新型コロナウイルス感染症以外の症状の場合に往診または電話等診療を依頼します。

(想定される事例)

- 病院への搬送は必要ないが医師の診察又は治療の必要を認めた場合
(例) 経口摂取が十分できない、下痢の継続等病院搬送の基準は満たさないが注意が必要な症状を示していて、オンコールだけでは対応できない事例
- 施設で対応できない新型コロナウイルス感染症以外の症状の診察又は治療を行う場合
(例) 湿疹、蕁麻疹、外傷等治療や投薬が必要だが施設内の薬では対応できない事例
- ※ オンコールによる健康管理体制があるため、基本的に施設への往診を依頼する想定ですが、電話診療等で対応可能であれば電話診療等で依頼することがあります。

2 交付金の額

電話等診療	3,000 円
往診	15,000 円
訪問看護	8,280 円

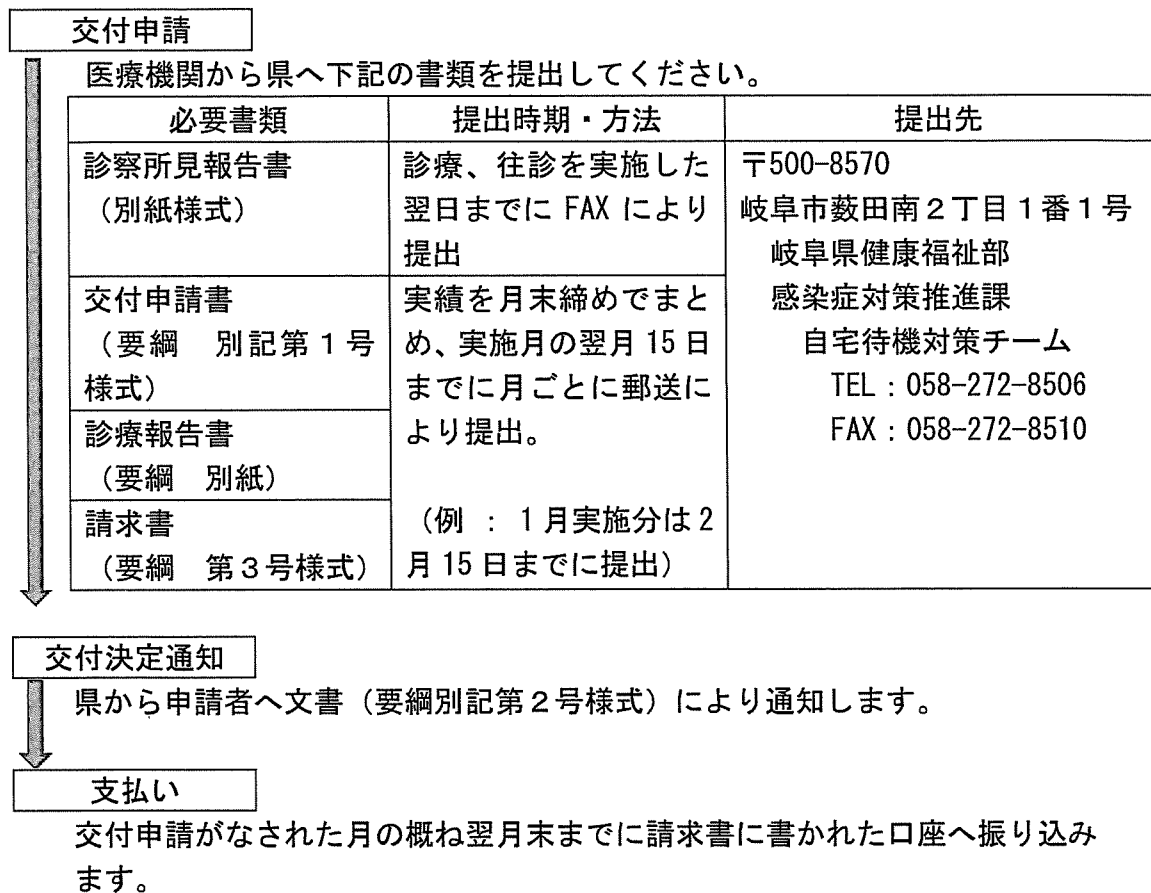
※療養が終了となるまでの間、患者毎に1日につき1回に限り算定可。

3 診療の主な流れ

- ①宿泊療養施設の看護師による健康観察によって症状悪化や外傷等を確認。健康観察の内容についてオンコール医師等に相談し、オンコール医師等が医師の診察・治療の必要性を判断
- ②宿泊療養施設より医療機関リストを参照に患者の診療を依頼。受諾いただいた医療機関に患者の基礎情報・健康観察の経過を FAX し、往診の場合は訪問時間の調整等を実施、なお診療等に看護師が必要な場合は看護師とともに施設に往診してください。電話診療等であれば電話番号等を連絡。
- ③医療機関が診療を実施（以下往診の場合）
 - ・感染防護衣着脱エリアで感染防護衣を着衣し患者居室に移動
 - ・患者居室内で診察・治療（診察・治療に必要なものは持参してください。）
 - ・感染防護衣着脱エリアで感染防護衣を脱衣し、診察等で使った廃棄物を含め廃棄
- ④医療機関が往診結果を健康観察記録に記載。
 - ・院外処方をする場合、処方箋を施設に渡す。施設より薬局へ FAX し、受取方法等調整

- ・訪問看護が必要な場合、指示書の写しを施設に渡す。医師が指定した訪問看護ステーションに施設より指示書を FAX し、訪問時間等調整
- ⑤診療所見報告書（別紙様式）を県庁自宅待機対策チームに翌日までに提出
- ⑥薬局が電話等による服薬指導・薬剤配送を実施
 - ・処方箋に基づき調剤し患者に電話で服薬指導。施設の職員に薬を手渡しする。
- ⑦訪問看護ステーションが宿泊療養施設を訪問し治療実施
 - ・指示書に基づき、施設と訪問時間等を調整。患者居室で治療を実施

3 支払いの流れ



4 診療に対するQ A

Q 1. 診療を依頼する医療機関はどこになるのか。また、往診の場合、医療機関はある程度固定されるのではないかな

A 1. 診療は自宅療養者への医療提供事業の医療機関リストを活用して依頼します。

そのため、往診を依頼する場合は、どうしても宿泊療養施設の近くにある医療機関にお願いすることが多くなり、ある程度固定されることはありえます。しかし、診療可能時間、標榜科により近くの医療機関では対応できない場合もありますし、登録数が少ない地域もありますので、できる限り多くの医療機関にリストに登録いただきたいと思います。

Q 2. 往診し、点滴が必要となった場合など、施設の看護師に依頼できるか。訪看看護ステーションへの依頼は可能か。

A 2. 施設の看護師は入所者の健康観察、入退所等の業務も多く、往診時の処置等まで対応することは困難ですので、施設の看護師には依頼できないものとお考え下さい。

そのため、看護師が必要な場合は、医療機関の看護師をお連れいただくか、訪問看護ステーションの看護師にご依頼願います。

Q 3. 訪問看護ステーションの指定はあるか。どこの訪問看護ステーションを使ってもよいかな

A 3. どこの訪問看護ステーションを使っていただいても構いません。自宅療養者への医療提供事業の訪問看護ステーションリストを適宜ご活用ください。

医療機関で連携している訪問看護ステーションがリストに登録していないのであれば、登録いただくよう勧めていただきたいと思います。

Q 4. 感染防護衣や診察器具、診療材料は施設の物を使用してよいかな。使用後、廃棄物となるものは施設で廃棄は可能か。

A 4. 施設に備え付けてある感染防護衣を使用することは可能です。ただし、体温計とパルスオキシメーターを除き診察器具や診療材料は施設にはありませんので、診療器具等で必要なものは持ち込みでお願いします。また、脱衣後の感染防護衣などの廃棄物は施設で廃棄できます。

なお、診察等で使用したが廃棄しない診療器具などがありましたら、アルコール消毒をして患者エリア（レッドゾーン）から出すようにしてください。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診察所見報告書

別紙様式

感染症対策推進課 宛

(診察日) 令和____年____月____日

医療機関・訪問看護ステーションの名称

所在地

電話番号

担当医師又は看護師氏名

患者氏名	性別 男 ・ 女	陽性確定後の診察・ 訪問看護 回目
患者住所		
電話番号		
生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
職業		

<診療に至る経緯> (該当箇所に☑)

- ☐ 感染症対策推進課からの依頼
 ☐ かかりつけ医
 ☐ 保健所からの依頼 (保健所名:)
 ☐ 医療機関 (名称:) からの訪問指示
 ☐ 患者・家族からの依頼

<診療種別> (該当種別に☑)

- ☐ 電話等診療
 ☐ 往診
 ☐ 訪問看護
 ☐ 宿泊療養施設 () への電話等診療
 ☐ 宿泊療養施設 () への往診

既往歴

症状経過及び検査結果、治療経過、現在の処方、画像所見、その他所見、備考

体温	℃ (8時間以内の解熱剤の使用 あり ・ なし)				
聴診所見	異常なし・異常あり ()				
酸素飽和度	% (酸素 L ・ なし)		呼吸数	回/分	
咳の有無	あり ・ なし		呼吸苦の有無	あり ・ なし	
血液検査所見 (月 日採血)	WBC	リンパ球数	LDH	CRP	D-dimer
	その他 () ・ 未施行				
診察結果	・ 再診予定 (月 日) ・ 要精検 ・ 要入院 ・ 投薬 (処方内容:)				

自宅療養者等診察の翌日までに、岐阜県感染症対策推進課へFAXしてください。

(FAX番号: 058-272-8510)

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
医療機関又は事業所名
(法人の場合は法人名)
代表者職・氏名

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への
医療提供事業交付金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円（令和 年 月実施分）

【内訳】

診療方法	交付額	回数	金額
電話等診療	3,000 円/回		
往診	15,000 円/回		
訪問看護	8,280 円/回		
計			

（添付書類）

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療報告書（別紙）

担当部署：
担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
電子メール：

別紙

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療報告書

医療機関、訪問看護ステーション名

所在地

No.	患者氏名	自宅所在地	診療場所		性別	年齢	診療日時	診療方法	備考
			種別	名称・所在地					
1			自宅	左記に同じ			令和 年 月 日 : ~ :	電話等診療	
			施設	(施設名)				往診	
				(施設所在市町村)				訪問看護	
2			自宅	左記に同じ			令和 年 月 日 : ~ :	電話等診療	
			施設	(施設名)				往診	
				(施設所在市町村)				訪問看護	
3			自宅	左記に同じ			令和 年 月 日 : ~ :	電話等診療	
			施設	(施設名)				往診	
				(施設所在市町村)				訪問看護	
4			自宅	左記に同じ			令和 年 月 日 : ~ :	電話等診療	
			施設	(施設名)				往診	
				(施設所在市町村)				訪問看護	
5			自宅	左記に同じ			令和 年 月 日 : ~ :	電話等診療	
			施設	(施設名)				往診	
				(施設所在市町村)				訪問看護	

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供交付金請求書
(令和 年 月実施分)

金 円

上記のとおり請求します。

岐 阜 県 知 事 殿

住 所
医療機関又は事業所名
(法人の場合は法人名)
代表者職・氏名

印

- 1. 初回の請求時・・・下欄に必要事項を記してください。
- 2. 前回請求時と口座情報に変更がない場合・・・下欄は記入不要です。
- 3. 前回請求時から口座情報に変更がある場合・・・下欄に正しく記載してください。

振込口座	金融機関名						店舗名					
	銀 行						本 店					
	信用金庫						支 店					
	信用組合						出張所					
	農 協						営業所					
金融機関						←銀行コード					←支店コード	
預金種別	□ 1 普通 □ 2 当座 □ 3 その他 ()						※該当する預金種別に☑を記入してください					
口座番号 (右詰め)							※口座番号は7ケタで記入してください					
口座名義人 (カナ)												
30字を超える場合、30字まで記入してください												
口座名義人 (漢字)												

※ゆうちょ銀行口座の場合は、銀行コード（9900）、振込専用の店番（3桁）、口座番号（7桁）を記入